

再生債務者に対する投資信託解約金支払債務を受働債権とする相殺が許されないとされた事例

——最判平成26年6月5日民集68巻5号462頁、判時2233号109頁——

近藤隆司

1. 事実の概要

X（原告・被控訴人・上诉人）は、Y銀行（被告・控訴人・被上诉人）との間で、投資信託受益権の管理等を委託する旨の契約（以下「本件管理委託契約」という）を締結した上で、平成19年3月までに、Y銀行から計5銘柄の投資信託受益権（以下「本件受益権」という）を購入した。なお、(1)本件受益権は、投資信託委託会社（訴外）と信託会社（訴外）との間の信託契約に基づいて設定された投資信託に係るものであって、投資信託委託会社とY銀行との間の募集販売委託契約に基づき、Y銀行が販売等の業務を行っていたものである。(2)本件受益権は、Y銀行が備える振替口座簿に開設されたXの口座に記録する方法で管理されていたが、Xは、本件受益権について、原則として自由に他の振替先口座（Y銀行に開設されたもののほか、他の口座管理機関に開設されたものを含む）への振替をすることができるものとされていた。(3)Xが本件受益権について解約を申し込む場合は、①XはY銀行に本件受益権に係る信託契約の解約の実行を請求する、②Y銀行は投資信託委託会社にXより解約実行請求があった旨を通知する、③投資信託委託会社は信託契約の一部を解約し、信託会社はY銀行に解約金を振り込む、④Y銀行はXに解約金を支払う、という手順によるものとされていた。

Y銀行は、平成20年11月までに、Xが経営するA社（訴外）の連帯保証人としてのXに対して、保証債務履行請求権（5954万円余り。以下「本件保証債務履行請求権」という）を取得した。Xは、同年12月10日頃、支払不能となり、同月29日、支払を停止し、Y銀行はこの事実を知った。Y銀行は、本件保証債務履行請求権を保全するため、本件受益権につき、債権者代位権に基づいて、Xに代わって解約実行請求を行い（上記(3)①参照）、投資信託委託会社に解約実行請求の通知をした。投資信託委託会社は本件受益権に係る信託契約の一部を解約し、信託会社はY銀行に解約金（717万余り。以下「本件解約金」という）を振り込んだ。これにより、Y銀行は、Xに対して、本件解約金の支払債務（以下「本件債務」という）を負担した。Y銀行は、平成21年3月31日、Xに対して、本件保証債務履行請求権を自働債権とし、本件債務に係る債権を受働債権とする相殺の意思表示をした（以下「本件相殺」という）。

Xは、平成21年4月28日、再生手続開始の申立てをし、同年5月12日、再生手続開始の決定を受けた。その後、Xは、本件債務はXが支払を停止した後にY銀行が負担したものであるから、本件相殺は民事再生法93条1項3号により許されないと主張して、Y銀行に対して本件解約金の支払を求める訴えを提起した¹。これに対して、Y銀行は、本件債務の負担は同条2項2号にいう「前に生じた原因」に基づく場合に当たるので、本件相殺は許されると主張した。

第1審（名古屋地判平成22年10月29日金法1915号114頁）は、Xの請求を認容した。すなわち、「民事再生法93条1項3号の『債務を負担したとき』とは、停止条件付債務については、その停止条件が成就したときをいう」ところ、本件債務については、本件解約金が信託会社からY銀行に振り込まれた時点である。そして、「民事再生法93条2項2号にいう『前に生じた原因』というためには、具体的な相殺期待を生じさせる程度に直接的なものである必要があるというべきである」ところ、本件受益権はY銀行以外の口座管理機関への振替が可能であること、受益権の換価方法には解約の他に買取請求や信託期間終了による償還などがあり、Y銀行に解約金支払債務が発生する確実性に乏しいことなどからすると、本件債務の負担については、具体的な相殺期待を生じさせる程度に直接的なものとはいえないとして、Y銀行による本件相殺を認めなかった。

控訴審（名古屋高判平成24年1月31日金法1941号133頁）は、原判決を取り消し、Xの請求を棄却した。すなわち、本件受益権は、Xの支払停止前に締結された本件管理委託契約に従ってY銀行によって管理されており、Xが本件受益権につき解約実行請求をしても、Y銀行を通じてしか解約金の支払を受けることができない仕組みになっていたのであるから、本件債務の負担は、民事再生法93条2項2号にいう「前に生じた原因」に基づく場合に当たるとして、Y銀行による本件相殺を認めた。これに対して、Xが上告受理申立てをし、上告受理決定がなされた。

2. 判旨

破棄自判・控訴棄却

I ①「民事再生法は、再生債権についての債権者間の公平・平等な扱いを基本原則とする再生手続の趣旨が没却されることのないよう、93条1項3号本文において再生債権者において支払の停止があったことを知って再生債務者に対して債務を負担した場合にこれを受働債権とする相殺を禁止する一方、」②「同条2項2号において上記債務の負担が『支払の停止があったことを再生債権者が知った時より前に生じた原因』に基づく場合には、相殺の担保的機能に対する再生債権者の期待は合理的なものであって、これを保護することとしても、上記再生手続の趣旨に反するものではないことから、相殺を禁止しないこととしているものと解される。」

II ①「前記事実関係によれば、本件債務は、Xの支払の停止の前に、XがY銀行から本件受益権を購入し、本件管理委託契約に基づきその管理をY銀行に委託したことにより、Y銀行が解約金の交付を受けることを条件としてXに対して負担した債務であると解されるが（最高裁判平成17年（受）第1461号同18年12月14日第一小法廷判決・民集60巻10号3914頁参照）、少なくとも解約実行請求がされるまでは、Xが有していたのは投資信託委託会社に対する本件受益権であって、これに対しては全ての再生債権者が等しくXの責任財産としての期待を有しているといえる。Xは、本件受益権につき解約実行請求がされたことにより、Y銀行に対する本件解約金の支払請求権を取得したものであるが、同請求権は本件受益権と実質的には同等の価値を有するものとみることができる。その上、上記解約実行請求はY銀行がXの支払の停止を知った後にされたものであるから、Y銀行において同請求権を受働債権とする相殺に対する期待があったとしても、そ

再生債務者に対する投資信託解約金支払債務を受働債権とする相殺が許されないとされた事例

れが合理的なものであるとはいえない。」②「また、Xは、本件管理委託契約に基づきY銀行が本件受益権を管理している間も、本件受益権につき、原則として自由に他の振替先口座への振替をすることができたのである。このような振替がされた場合には、Y銀行がXに対して解約金の支払債務を負担することは生じ得ないのであるから、Y銀行がXに対して本件債務を負担することが確実であったということもできない。」③「さらに、前記事実関係によれば、本件においては、Y銀行がXに対して負担することとなる本件受益権に係る解約金の支払債務を受働債権とする相殺をするためには、他の債権者と同様に、債権者代位権に基づき、Xに代位して本件受益権につき解約実行請求を行うほかなかったことがうかがわれる。」

Ⅲ 「そうすると、Y銀行が本件債務をもってする相殺の担保的機能に対して合理的な期待を有していたとはいえず、この相殺を許すことは再生債権についての債権者間の公平・平等な扱いを基本原則とする再生手続の趣旨に反するものというべきである。したがって、本件債務の負担は、民事再生法93条2項2号にいう『支払の停止があったことを再生債権者が知った時より前に生じた原因』に基づく場合に当たるとはいえず、本件相殺は許されないと解するのが相当である。」

3. 検討

(1) 本判決のポイント

本判決は、再生債務者が支払停止前に再生債権者から購入した投資信託受益権につき、支払停止後の信託契約の一部解約により生じた投資信託受益権の解約金支払債務の負担は、民事再生法93条2項2号にいう「前に生じた原因」に基づく場合に当たらず、したがって、当該解約金支払債務を受働債権とする相殺は、許されないとしたものである。本判決は、このような投資信託受益権の解約金支払債務の負担が、民事再生法93条2項2号にいう「前に生じた原因」に基づく場合に当たるか否かという問題について、最高裁が初めて判断を示したものであり、重要な意義を有する。

(2) 投資信託受益権に係る解約金支払債務の法的性質

投資信託受益権に係る解約金支払債務は、販売会社が、受益者に対し、信託会社から一部解約金の交付を受けることを停止条件として一部解約金の支払をすべき債務（停止条件付債務）である。本判決も引用する最判平成18年12月14日民集60巻10号3914頁は、「本件受益証券に係る販売会社は、受益者に対し、信託会社から一部解約金の交付を受けることを条件として、一部解約金の支払義務を負い、受益者は、販売会社に対し、上記条件の付いた一部解約金支払請求権を有するものと解するのが相当であり、そして、受益者の債権者は、受益者の販売会社に対する上記条件付きの一部解約金支払請求権を差し押さえた上、民事執行法155条1項に定める取立権の行使として、販売会社に対して解約実行請求の意思表示をすることができ……るものと解するのが相当である。」と判示したものである。

(3) 本判決以前の判例

本判決以前の判例として、投資信託解約金支払義務を受働債権とする相殺を肯定したものは、本件訴訟の控訴審判決以外に、次の2件がある。

1つは、大阪高判平成22年4月9日金法1934号98頁で、破産手続の開始後に、破産管財人が解約実行請求を行い、銀行（販売会社）が解約金支払義務を負担した事案につき、最判平成17年1月17日民集59巻1号1頁を引用し、特段の事情のない限り銀行は相殺をすることができるとした上で、銀行を通してのみ他の口座管理機関への受益権の振替や解約による換金が可能であることなどから、銀行は相殺の担保的機能に対する合理的な期待を有していなかったとは言えないなどとして、相殺権の行使を否定すべき特段の事情は存しないとしたものである（最判平成17年1月17日は、破産宣告〔破産手続開始〕後に、保険会社〔破産債権者〕が、破産者との間の保険契約を解約し、解約返戻金支払債務を負担した事案につき、旧破産法99条後段〔現破77条2項後段〕の趣旨は、破産債権者が条件付債務等を受働債権とする相殺の担保的機能に対して有する期待を保護しようとする点にあるから、破産債権者は、特段の事情のない限り、停止条件不成就の利益を放棄した場合だけでなく、破産宣告後に停止条件が成就した場合にも——旧破産法104条1号〔現破71条1項1号〕には抵触せず——相殺をすることができるとしたものである。なお、最判昭和47年7月13日民集26巻6号1151頁は、会社整理の開始後に、譲渡担保権者が、譲渡担保権の実行により、清算金支払債務を負担した事案につき、被担保債権とは別口の整理債権との相殺を否定する〔会社整理・民事再生・会社更生・特別清算の場合については、破産の場合と異なり、倒産債権者が条件付債務を受働債権とする相殺を認める規定は存在しない〕）。

もう1つは、名古屋地判平成25年1月25日金法1987号172頁で、再生手続開始の申立て後に、銀行（販売会社）が、銀行取引約定に基づいて解約実行請求を行い、解約金支払義務を負担した事案につき、民事再生法93条1項4号に該当するが、同条2項2号にいう「前に生じた原因」に基づく場合に当たるとして、相殺を肯定したものである（なお、理由づけは、本件訴訟の控訴審判決と同じである）。

これに対して、本判決のように相殺を否定したものは、本件訴訟の第1審判決以外に見当たらない。したがって、本判決は、従来の下級審の流れに沿ったものとは言いがたい。

(4) 民事再生法93条1項3号の該当可能性

① 民事再生法93条1項3号による相殺禁止の根拠

本判決は、債権者間の公平・平等という再生手続の趣旨を根拠とする（判旨I①）。これは、「前に生じた原因」のリーディングケースである最判昭和63年10月18日民集42巻8号575頁と同旨である。最判昭和63年10月18日は、旧破産法104条2号本文（現破71条1項3号・4号）の根拠として、「無制限に相殺を認めるときは、債権者間の公平・平等な満足を目的とする破産制度の趣旨が没却されることになる」と判示し、その上で、同号但書（現破71条2項2号）の根拠として、「相殺の担保的機能を期待して行われる取引の安全を保護する必要がある場合」があると判示し

再生債務者に対する投資信託解約金支払債務を受働債権とする相殺が許されないとされた事例で、破産者からの支払停止前の取立委任に基づき支払停止後に手形を取り立てた場合において、破産債権者が破産者に対して負担した取立金返還債務は、旧破産法104条2号但書にいう「前二生デジタル原因」に基づくものに当たるとして、当該債務を受働債権とする相殺を肯定したものである。

② 民事再生法93条1項3号にいう「債務を負担した」と認められる時点

停止条件付債務については、契約等により停止条件付債務として成立した時点と解する余地もあるが、停止条件が成就して債務が現実化した時点と解されている（前掲最判昭和47年7月13日、前掲最判平成17年1月17日など）。そうすると、投資信託受益権に係る解約金支払債務については、販売会社が信託会社から一部解約金の交付を受けた時点と解されるところ、本件においては、Xの支払停止後にY銀行が「債務を負担した」と認められるから、民事再生法93条1項3号に該当するということになる。本件訴訟の第1審判決および控訴審判決は、このことを明示している。本判決は、このことを明示していないが、このことを当然の前提としていよう²。

(5) 民事再生法93条2項2号による同条1項3号の適用除外可能性

① 民事再生法93条2項2号による同条1項3号の適用除外の根拠

本判決は、相殺の担保的機能に対する再生債権者の合理的な期待（以下「合理的相殺期待」という）を保護することを根拠としている（判旨Ⅰ②）。これも、前掲最判昭和63年10月18日と同旨と言える。ただし、「合理的」という表現が付加されている。この点については、すでに学説において「正当な相殺期待」³とか「合理的な相殺期待」⁴などと一般的に表現されているところを使用しただけとも考えられるが、保護すべき相殺期待の範囲をより限定したものと考える。

② 「前に生じた原因」と合理的相殺期待

本判決は、判旨Ⅰ②では、「前に生じた原因」に基づく場合には合理的相殺期待があるとし、判旨Ⅲでは、合理的相殺期待がなければ「前に生じた原因」に基づく場合に当たらないとしている。この点については、「前に生じた原因」と合理的相殺期待とは論理的に等価とされており、法律要件として、「前に生じた原因」は合理的相殺期待に置換されたものと捉え、本判決の論理に特に反対しない見解もあるが⁵、解釈論としては、判旨Ⅲの形のように、合理的相殺期待の有無により「前に生じた原因」に基づく場合に当たるか否かを判断すべきであると考え（なお、判旨Ⅱは、判旨Ⅲの形を前提としているように思われる）。

そして、学説では、「ここでいう債務負担の原因にあたると思われるためには、具体的な相殺期待を生じさせる程度に直接的なものでなければならない」⁶などというように、「前に生じた原因」の一般的基準を定立するのが一般的なように思われる（本件訴訟の第1審判決はこれに倣っている）。最近は、そのような一般的基準を定立せずに、合理的相殺期待の程度のみを判断基準として、判例等を参考に一定の類型化を図る方向性や、事案ごとの判断に委ねる方向性などが示されている⁷（本判決と控訴審判決は合理的相殺期待の程度のみを判断基準としているように思われる）が、当事者の予測可能性という観点から、一般的基準を定立することはなお有益であると考え。

③ 本件における合理的相殺期待の判断要素

本判決は、判旨Ⅱにおいて、次の3つを、合理的相殺期待の判断要素として挙げ⁸、判旨Ⅲで、合理的相殺期待がないので「前に生じた原因」に基づく場合に当たらないとしている。

- (i) 解約実行請求がされるまでXが有していたのは投資信託委託会社に対する受益権であって、受益権については、すべての再生債権者が等しくXの責任財産としての期待を有しており、かつ、解約実行請求によりXが取得した解約金支払請求権は、受益権と実質的には同等の価値を有すること。解約実行請求はY銀行がXの支払停止を知った後にされたこと。
- (ii) Xは、受益権につき、Y銀行以外の口座管理機関に原則として自由に振替ができた以上、Y銀行がXに対して解約金支払義務を負担することは、確実であったとはいえないこと。
- (iii) Y銀行が解約金支払義務を受働債権として相殺するには、他の債権者と同様に、債権者代位権に基づいて解約実行請求するしかなかったこと。

本判決は、判旨Ⅲ①の最後で、「合理的なものであるとはいいい難い」としているのので、(i)のみが決定的な要素であり、(ii)と(iii)は(i)を補強する要素にすぎないと考える。仮に、XはY銀行以外の口座管理機関に振替ができないとする旨の約定があったとしても、(i)の事情は動かすことができないと思われる（なお、(i)の要素は、第1審判決も控訴審判決も、それ以外の判例も、学説も⁹、持ち出しておらず、本判決が初めて、持ち出したものである）。

そうだとすると、本判決はいわゆる事例判断にとどまらず¹⁰、次のように、本判決の射程は広範囲に及び、従来の判例理論や通説の見解と相容れないところも生ずると思われる。

第1に、本判決の射程は、支払停止後等の危機時期に投資信託受益権に係る解約金支払義務が現実化したケースについて、民事再生のみならず、破産・会社更生・特別清算においても及ぶばかりか¹¹、従来の判例ないし通説が「前に生じた原因」として相殺を許容してきた「手形の取立委任¹²」・「強い振込指定¹³」・「代理受領¹⁴」の場合にも及ぶと思われる。本判決が持ち出した(i)の要素は、これらの場合にも妥当すると考えられるからである¹⁵。

第2に、本判決の射程は、前掲大阪高判平成22年4月9日の事案のように、破産手続開始後に投資信託受益権に係る解約金支払債務が現実化した場合にも及ぶと思われる。この場合にも、本判決の(i)の要素が妥当すると考えられるからである。

以上のことから、本判決の理由づけには疑問がある。本件については、第1審判決の判断が適当であって、本件受益権はY銀行以外の口座管理機関への振替が可能であったこと、受益権の換価方法には解約の他に買取請求や信託期間終了により償還などがあり、Y銀行に解約金支払債務が発生する確実性に乏しいこと（債権者代位権の行使による解約金支払債務の発生は一般的に行われているものとも思われぬ）から、本件債務の負担は具体的な相殺期待を生じさせる程度に直接的なものとはいえず、したがって、Y銀行による本件相殺は許されないと解するのが相当であると考えられる。

1 なお、Xは、本件訴訟において、解約金支払請求（第2次的請求）の他に、Y銀行の解約実行請求が債権者代位権の要件を欠いていたという理由から、債務不履行または不法行為に基づく損害賠償請求（第1次的請求）を行い、また、Y銀行が投資信託の解約方法等の説明を怠っていたという理由から、

再生債務者に対する投資信託解約金支払債務を受働債権とする相殺が許されないとされた事例

債務不履行または不法行為に基づく損害賠償請求（第3次的請求）を行っていたが、これらについては省略する。さらに、Xの監督委員であるZが本件訴訟に独立当事者参加し、本件受益権の解約から本件相殺による本件債務の消滅に至るまでのY銀行の一連の行為を民事再生法127条の3第1項（偏頗行為否認）に基づき否認すると主張して、Y銀行に対して解約金相当額の支払を求めていたが、これについても省略する。

- 2 なお、Xは支払不能であったので、民事再生法93条1項3号ただし書の適用はない。また、同条1項2号の適用も問題となり得るが、Y銀行がXまたは信託会社と新たな「契約」を締結して解約金支払義務を負担したわけではないので、その適用はないと考える。
- 3 伊藤眞『破産法・民事再生法〔第3版〕』（有斐閣、2014）482頁。
- 4 山本和彦ほか『倒産法概説〔第2版〕』（弘文堂、2010）251頁〔沖野眞己〕など多数。
- 5 山本和彦「相殺の合理的期待と倒産手続における相殺制限」金法2007号10頁。
- 6 伊藤・前掲注(3)482頁など多数。
- 7 山本・前掲注(5)10頁など。
- 8 中西正「民事再生法上の相殺禁止と投資信託解約金支払債務との相殺」銀法775号33頁参照。
- 9 相殺肯定説は、中西正「証券投資信託における受益者の破産・民事再生と相殺」銀法743号22頁、高山崇彦＝辻岡将基「名古屋高判平24・1・31と金融実務への影響」金法1944号6頁、本多正樹「控訴審判決の判批」ジュリ1460号103頁など。これに対して、相殺否定説は、岡正晶「倒産手続開始時に停止条件未成就の債務を受働債権とする相殺」田原睦夫先生古稀・最高裁判事退官記念論文集『現代民事法の実務と理論（下巻）』（きんざい、2013）138頁（162頁）、野村剛司「控訴審判決の判批」TKC Watch 倒産法No. 25、伊藤尚「破産後に販売会社に入金になった投資信託解約金と販売会社の有する債権との相殺の可否」金法1936号52頁など。
- 10 なお、本判決についての判時2233号111頁のコメントは、事例判断と評価している。
- 11 ただし、民事再生法93条1項2号・破産法71条1項2号・会社更生法49条1項2号・会社法517条1項2号の適用はない。前注(2)参照。
- 12 前掲最判昭和63年10月18日、伊藤・前掲注(3)482頁など。
- 13 名古屋地判昭和55・6・9判時997号144頁、名古屋高判昭和58・3・31判時1077号79頁、伊藤・前掲注(3)482頁以下など。
- 14 伊藤・前掲注(3)483頁など。
- 15 なお、山本・前掲注(5)12頁は、債権者代位権の行使という債権者の行為の介入の有無を重視するなどの仮説を示して、差異化の検証を試みる。さらに、中西・前掲注(8)34頁参照。